

都立文化施設の運営検討小部会 報告概要

1 経緯

H15 地方自治法改正（指定管理者制度創設）

H21 芸術文化評議会提言（特定事業者プロポーザル評価方式導入）
をもとに指定期間8年間（～H28）

H27 総務局が定める「選定指針」に条項追記（監理団体が管理する
特に主要な政策と連動した重要な役割を果たす施設は指定管理期
間を原則10年）

H27～H28 平成29年度からの指定管理者を選定する委員会では、
特定事業者プロポーザル方式を採用し、指定期間10年で歴史文化
財団を指定管理者とすることが適当とされた。しかし、実際には指定
期間は4年間となった。

H30 都立文化施設の運営のあり方を検討するワーキングチームにおいて、
指定期間は「10年程度」が必要とされた報告書が提出される。
しかし、令和3年度からの指定期間は6年間となった。

R7 R9年度からの都立文化施設の運営を検討するために、
都立文化施設の運営検討小部会を設置

2 制度の検討状況

公の施設である文化施設の運営形態としては、形式的には、直営、指
定管理（公募）、指定管理（非公募）、地方独立行政法人の4つ
がある。

都では、**平成25年の地方独立行政法人法施行令の改正**によって、
博物館・美術館が法の対象となったことを受け、**平成30年にワーキング
チーム**にて、都立文化施設に相応しい運営形態について検討を行った。

その際の報告書では、**ホール・劇場は地方独立行政法人法の対象で
はない**ことから、都立文化施設を地方独立行政法人が運営するとした
場合、**博物館・美術館と、ホール・劇場と運営者を分けなくてはならず、
一体運営のメリットが活かせない**ほか、管理経費の重複等により都が
負担するコスト増大などにより、**引き続き指定管理者制度による運営が
望ましい**とされた。

以降、地方独立行政法人法施行令第6条は改正されていない。

地方独立行政法人法施行令
(公共的な施設の範囲)

第六条 法第二十一条第六号に規定する政令で定める公共的な施設
は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

都立文化施設の運営検討小部会 報告概要

3 都立文化施設に求められる役割

※画像は生成AIにより作成

芸術文化で躍動する都市東京の実現に向け、中核的役割を果たす都立文化施設の運営

＜委員からの提案＞

- 都民にとって身近で開かれた施設・次世代が自分の居場所と思える施設
- 共生社会の実現に向けて、多様性や調和の価値を考え、学ぶ場
- クリエイティブな活動の発信拠点、楽団や劇団等の様々な創造活動や発信の場
- 育成した専門人材や、先駆的なプログラムなどを都内文化施設へ提供するなど、都内の多様な地域の中核拠点
- 日本を代表する施設として、国内文化施設とのネットワークを強化し、創造活動の質を高めることに貢献



- 現代美術館など、世界水準の美術館・劇場を目指し、世界とのネットワークを構築
- レジストラーやファンドレイザーなど専門職が配された運営体制を構築し、事業の質を向上
- 海外を見据えた戦略的なプロモーションを展開、専門人材が繋がりあう場が増えるとよい

- 環境への配慮を意識した環境負荷の少ない持続可能な運営
- 環境問題などの社会課題に変革を起こすきっかけの場、考える場



- 江戸東京博物館など、館の基盤となる調査研究を充実させるため、大学や研究機関との連携強化、及び海外からも注目される江戸文化の魅力発信拠点としての取組に期待
- コレクションやアーカイブ資料の一元管理により、スケールメリットを活かした有効活用

都立文化施設の運営検討小部会 報告概要

4 次期指定管理に向けて

＜一体運営＞

財務連携、人材育成や事業展開におけるスケールメリットを活かすためにも、令和9年度からも引き続き指定管理者制度によって、博物館・美術館・ホール・劇場が一体的に運用されるべきである。

＜指定期間＞

10年程度の長期間が必要。

専門人材の育成、国際連携や戦略的な課題解決を実現するためには、十分な準備期間と継続性が必要。

＜指定管理者＞

前述の求められる役割を果たすには、これまで各館に横亘しを通す施策を主導するなど都の文化政策の実現に十分な実績を持つアーツカウンシル東京を抱え、政策連携団体として政策を運営に迅速に反映できる公益財団法人東京都歴史文化財団が運営する必要がある。

＜選定方法＞

前回と同様に「特定事業者プロポーザル評価方式」を採用し、事業計画について十分な審査を行い、サービスと効率性の向上を図るべきである。

委員からのその他意見

- 現行法では、劇場・ホールは制度的に対象外となるため採用できないが、都立文化施設が目指している事業規模を考慮すると、アーツカウンシルも含め地方独立行政法人化し、継続性・主体性を持った機関として運営していくことを研究すべき。
- 中長期的に東京都の課題解決に文化施設が資するためには、指定管理者である歴史文化財団に強固なガバナンスが必要。